



# 地域安心安全だより

小鹿野警察署  
所在地  
TEL 0494-75-0110

## 令和8年小鹿野警察署管内交通事故情勢

物損事故 35件

人身事故 4件

※ 令和8年3月15日時点の暫定値

### 春の山岳遭難に注意

春は登山を楽しむ絶好の季節ですが、山岳遭難も増加する傾向にあります。

登山届を必ず提出し、念入りな計画と自身の体力に見合った登山を心掛けましょう!!



### 注意

#### 重機部品を狙った窃盗被害が多発!!

埼玉県内では、2月に入ってから、重機等に内蔵されている

『モニターパネル、コントローラー』を盗まれる部品狙いが連続発生しています。

工事現場や河川敷での被害発生が多く、重機等の管理が難しい場所を狙った犯行が増加傾向です。

重機等の保管管理の徹底、防犯対策をお願いします。



### 春の全国交通安全運動

#### 実施期間

4月6日から4月15日の10日間

#### 全国重点

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



## 小鹿野警察署管内死亡事故ゼロ

### 5271日!! 継続中

(令和8年3月15日時点)

## 小鹿野警察署ホームページ



<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenke/kesatsusho/ogano/>



# 自転車ルールワンポイント

## ★今回は携帯電話の使用について★



2026年4月1日から **自転車の交通違反に「交通反則通告制度（青切符）」導入！**

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反（右側通行等）	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）	3,000円

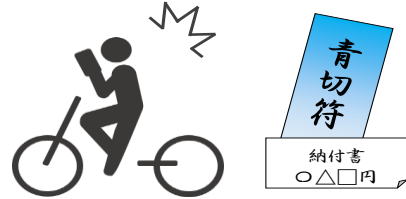
**対象** 16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし



- ◆ “知らなかった”では済まされない！
- ◆ しっかり学ぼう。自転車ルール！

**Check!! チェック!!**

- 検挙後の手続きが大きく変わる！
  - 自転車の基本的なルールに変更なし！
  - 大切なのは…
- 基本的な交通ルール遵守・ヘルメット着用！



埼玉県警察

### 携帯電話使用の禁止

自転車を運転するときは、携帯電話・スマートフォン等を使って通話したり、表示された画像を注視することが禁止されています（法第71条第5号の5）。

携帯電話・スマートフォン等を使用して、実際に事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりするなどして、実際に交通の危険を生じさせたときは、**携帯電話使用等（交通の危険）**として、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科されます。

また、手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したときも、**携帯電話使用等（保持）（反則行為）**として、反則金（1万2,000円）の対象となります。これは自転車の反則金中で最も高額となっています。



### ながらスマホが危険なのはなぜ？

通話しながらの運転は片手運転となり、ブレーキもかけにくい状態となるほか、周囲の音が聞こえにくくなり、他車の存在に気づきにくくなります。

また、画像を注視しながらの運転は、文字や動画に集中してしまい、歩行者の存在を見落とししたり、意図せず信号を無視してしまうなどの危険があります。

\* 携帯電話等使用の自転車関連死亡・重傷事故件数は増加傾向

